

# 農林水産商工常任委員会資料

(平成31年2月14日)

【件名】

- 1 平成30年取扱事件等の概要について ..... 1

労働委員会事務局



# 平成30年取扱事件等の概要について

平成31年2月14日  
労働委員会事務局

## 1 不当労働行為救済申立事件の取扱状況

(1) 平成30年取扱分 … 0件

## 2 労働争議調整事件の取扱状況

(1) 平成30年取扱分 … 2件

### (2) 事件の概要

事件番号	事件名 (申請者)	調整区分	申請 月日	調整事項	終結 月日	終結 区分	調整 回数	調整員
30年 (調) 1号	A 争議 (A 社)	あっせん	H30. 5.10	団体交渉の開催	H30. 5.25	不開始	—	—
<p>&lt;申請に至る経緯&gt;</p> <p>○実質的な団体交渉を開催する前に、労働組合（被申請者）が法人の代表者（申請者）の出席にこだわり、交渉が行われない状況にあるとして、使用者が団体交渉の開催等を調整事項としてあっせんで申請したものである。</p> <p>&lt;申請後の処理&gt;</p> <p>○申請者実情調査の結果、当事者間の自主解決の努力が極めて不十分であり、現時点では、あっせんの必要がないと認めため、不開始とした。</p> <p>&lt;事件の経過&gt;</p> <p>○5月10日 あっせん申請 ○ " 申請者（使用者）の実情調査 ○5月18日 申請者（使用者）の実情調査 ○5月25日 あっせん不開始を決定</p>								
事件番号	事件名 (申請者)	調整区分	申請 月日	調整事項	終結 月日	終結 区分	調整 回数	調整員
30年 (調) 2号	B 争議 (B 労働組合)	あっせん	H30. 6.22	団体交渉の促進、 労使間の正常な ルールの確立	H30. 9.12	打切り	—	(公)濱田 (労)松崎 (使)和田
<p>&lt;申請に至る経緯&gt;</p> <p>○団体交渉の場に、使用者（被申請者）側から、相当の権限を持っている者の出席がないため、交渉が進展しないとして、労働組合（申請者）が団体交渉の促進等を調整事項としてあっせんで申請したものである。</p> <p>&lt;主な主張点&gt;</p> <p>○労働組合側：団体交渉に相当の権限を与えられた者が出席しない。当事者間で団体交渉のルール作りができていないため、あっせんを通じ、団体交渉のルール作りをしたい。</p> <p>○使用者側：会社としては、団体交渉に相当の権限を与えた交渉担当者を出席させている。労働組合側は、団体交渉の出席者にこだわるばかりで、交渉が進まない。</p>								

<事件の経過>

- 6月22日 あっせん申請
- 6月28日 あっせん員指名
- 7月 1日 申請者（労働組合）の実情調査（第1回）
- 8月 2日 被申請者（使用者）の実情調査
- 8月 6日 申請者（労働組合）の実情調査（第2回）
- 8月20日 被申請者からの不参加表明
- 9月12日 打切り

### 3 個別労働関係紛争あっせん事件の取扱状況

(1) 平成30年取扱分 … 40件（新規36件、前年繰越4件）

事件番号	申請者	あっせん事項	申請月日	終結月日	終結区分 (処理日数)	あっせん回数	あっせん結果 打切り理由等
29年 (個) 5号	労働者	職場の人間関係に関する話合い	H29. 4.17	H30. 6.19	打切り (281日)	4回	当事者間の主張の隔たりが大きいため
29年 (個) 27号	労働者	賞与に関する話合い	12.11	1.4	打切り (25日)	0回	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
29年 (個) 28号	労働者	離職に関する話合い	12.14	1.11	解決 (29日)	1回	解決金の支払等で合意
29年 (個) 29号	労働者	退職金に関する話合い	12.22	3.9	打切り (78日)	2回	当事者間の主張の隔たりが大きいため
30年 (個) 1号	労働者	労働者保護に関する話合い	H30. 1.11	1.28	解決 (18日)	1回	あっせん手続を契機に自主解決
30年 (個) 2号	労働者	離職に関する話合い	1.19	2.20	解決 (33日)	2回	解決金の支払等で合意
30年 (個) 3号	労働者	就業規則改定等に関する話合い	1.19	4.2	打切り (74日)	0回	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
30年 (個) 4号	労働者	就業規則改定等に関する話合い	1.19	4.2	打切り (74日)	0回	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
30年 (個) 5号	労働者	就業規則改定等に関する話合い	1.19	4.2	打切り (74日)	0回	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
30年 (個) 6号	労働者	個人情報の取扱いに関する話合い	2.5	6.26	打切り (142日)	1回	当事者間の主張の隔たりが大きいため

事件番号	申請者	あっせん事項	申請月日	終結月日	終結区分 (処理日数)	あっせん回数	あっせん結果 打切り理由等
30年 (個) 7号	労働者	ハラスメントに関する 話合い	2. 21	6. 20	解決 (120日)	2回	解決金の支払等で 合意
30年 (個) 8号	労働者	契約更新に関する話合 い	2. 27	4. 9	解決 (42日)	2回	復職等で合意
30年 (個) 9号	労働者	労務環境の改善に関す る話合い	3. 1	4. 17	解決 (48日)	0回	あっせん手続を契 機に自主解決
30年 (個) 10号	労働者	労働条件変更に関する こと	3. 4	3. 22	解決 (19日)	1回	解決金の支払等で 合意
30年 (個) 11号	労働者	給料保障に関する話合 い	3. 5	4. 23	解決 (50日)	0回	あっせん手続を契 機に自主解決
30年 (個) 12号	労働者	懲戒解雇に関する話合 い	3. 6	5. 10	取下げ (66日)	0回	申請者があっせん を継続しない旨を 表明
30年 (個) 13号	労働者	雇止めに関する話合い	3. 7	5. 29	解決 (84日)	2回	解決金の支払等で 合意
30年 (個) 14号	労働者	解雇に関する話合い	3. 13	4. 29	解決 (48日)	1回	解決金の支払等で 合意
30年 (個) 15号	労働者	配置転換に関する話合 い	3. 15	9. 10	解決 (180日)	3回	話合いの促進等で 合意
30年 (個) 16号	労働者	職場環境に関する話合 い	4. 4	5. 17	打切り (44日)	0回	被申請者があっせん に不参加の意思 を表明
30年 (個) 17号	労働者	解雇に関する話合い	4. 16	5. 30	解決 (45日)	1回	解決金の支払等で 合意
30年 (個) 18号	労働者	職場環境に関する話合 い	4. 20	8. 14	解決 (117日)	2回	解決金の支払等で 合意
30年 (個) 19号	労働者	離職に関する話合い	5. 22	7. 12	打切り (52日)	0回	申請者があっせん を継続しない旨を 表明
30年 (個) 20号	労働者	雇用継続に関する話合 い	6. 4	11. 12	打切り (162日)	2回	当事者間の主張の 隔たりが大きいた め
30年 (個) 21号	労働者	職場環境の改善に関す る話合い	6. 17	8. 5	解決 (50日)	1回	職場環境の改善等 で合意

事件番号	申請者	あっせん事項	申請月日	終結月日	終結区分(処理日数)	あっせん回数	あっせん結果 打切り理由等
30年 (個) 22号	労働者	離職に関する話合い	6.26	11.8	解決 (24日)	0回	あっせん手続を契機に自主解決
30年 (個) 23号	労働者	職場環境に関する話合い	7.3	8.8	打切り (37日)	0回	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
30年 (個) 24号	労働者	未払いの手当に関する話合い	7.11	8.23	解決 (44日)	2回	解決金の支払等で合意
30年 (個) 25号	労働者	離職に関する話合い	7.27	8.21	打切り (26日)	0回	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
30年 (個) 26号	労働者	離職に関する話合い	7.30	8.21	打切り (23日)	0回	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
30年 (個) 27号	労働者	離職に関する話合い	8.17	10.19	解決 (64日)	0回	あっせん手続を契機に自主解決
30年 (個) 28号	労働者	職場環境の改善に関する話合い	9.6	9.13	取下げ (8日)	0回	申請者があっせんを継続しない旨を表明
30年 (個) 29号	労働者	解雇に関する話合い	10.9	11.14	打切り (37日)	0回	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
30年 (個) 30号	労働者	復職に関する条件についての話合い	10.17	—	[次年繰越]	—	—
30年 (個) 31号	労働者	解雇に関する話合い	10.29	11.19	取下げ (22日)	0回	申請者があっせんを継続しない旨を表明
30年 (個) 32号	労働者	離職に関する話合い	11.9	11.29	解決 (21日)	1回	解決金の支払等で合意
30年 (個) 33号	労働者	離職に関する話合い	11.20	12.14	解決 (25日)	1回	解決金の支払等で合意
30年 (個) 34号	労働者	離職に関する話合い	11.27	H31. 1.11	[次年繰越] 解決 (46日)	2回	解決金の支払等で合意
30年 (個) 35号	労働者	離職に関する話合い	12.10	12.26	解決 (17日)	0回	あっせん手続を契機に自主解決
30年 (個) 36号	労働者	労働条件等に関する話合い	12.17	H31. 1.25	[次年繰越] 解決 (35日)	1回	職場環境の改善等で合意

※斜体は次年繰越分について、平成31年2月4日現在の取扱状況を示したものである。

(2) 平成30年取扱事件の分類

ア 紛争内容 (重複集計) [件]

件数 (重複集計)	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払等)	労働条件等 (時間外勤務等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
72	27	12	14	18	1

イ 処理状況 (実数集計) [件]

件数 (実数集計)	解決	取下げ	打ち切り	不開始	次年繰越
40	20	3	14	0	3

ウ 業種分類 (実数集計) [件]

件数 (実数集計)	清掃業・ 建設・製造	運輸・郵便	卸売・小売・金融・ 保険・不動産	医療・福祉	サービス・ 教育・宿泊
40	7	7	7	10	9

平均処理日数	62.2日
解決率	58.8%

※取扱事件の分類は平成30年12月31日現在のものである。

※平均処理日数及び解決率は終結分の数字である。

※解決率 = (解決) ÷ {(解決) + (打ち切り)}

4 個別労働関係紛争に係る労働相談の取扱状況

(1) 相談内容 (重複集計) [件]

件数 (重複集計)	相談内容 (重複集計)				
	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払等)	労働条件等 (時間外勤務 等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
469	96	85	156	112	20

(2) 対応状況 [件]

件数 (実数集計)	対応状況 (実数集計)			
	あっせん 制度説明	助言・傾聴	法令説明	他機関紹介
322	6	290	13	13

(3) 受付区分 (実数集計) [件]

件数 (実数集計)	面談	電話	電子メール
322	64	211	47

## 5 取扱事件数等の推移〔件〕

区分		年				
		26年	27年	28年	29年	30年
不当労働行為救済申立 (係属)		0	0	0	0	0
労働争議調整 (新規受付)		2	1	0	1	2
個別労働関係紛争 あっせん (新規受付)		32 (全国2位)	30 (全国1位)	26 (全国1位)	29 (全国1位)	36 (一)
個別労働関係紛争 労働相談	実数	240	176	240	245	322
	重複	344	253	379	374	469

(注)「あっせん」… 労働委員会会長から指名された委員（あっせん員）が、労使双方の主張の要点を確認し、労使の間に立ち自主的な交渉を側面から援助し、必要な場合はあっせん案を提示して、民事上の解決（和解）に導くもの。